

平成26年(ワ)第1133号 福島原発ひろしま損害賠償請求事件 直送済

平成28年(ワ)第912号

原 告 原告番号1 外31名

被 告 東京電力ホールディングス株式会社 外1名

被告東京電力準備書面 (4)
(弁済の抗弁)

平成29年2月9日

広島地方裁判所民事第3部 御中

被告東京電力ホールディングス株式会社訴訟代理人

弁護士 棚 村 友 博



弁護士 田 中 秀 幸



(連絡担当) 弁護士 瀧 澤 輝



1 平成28年10月4日の時点で、被告東京電力から原告ら（ただし、平成26年（ワ）第1133号事件の原告らに限る。）に対して、支払済みの賠償額は別表の「既払額総額」欄記載のとおりである。

被告東京電力は、本訴訟における原告らの被告東京電力に対する請求に対して、別表のうち、太線で囲んだ「うち慰謝料としての支払総額」欄記載の金額について、弁済の抗弁を主張する。

なお、原告らから被告東京電力に対する直接請求手続や原子力損害賠償紛争解決センターにおけるADR手続等を通じて本訴訟によらずに弁済される可能性があること等から、本訴訟の口頭弁論終結時点における弁済の抗弁額は、今後変わり得るものであり、あくまで現時点で把握している限りにおいて弁済の抗弁として主張する趣旨である。

また、別表のうち「既払額総額」の欄に記載の賠償額には、慰謝料及び自主的避難等対象者に対するその他費用以外の、避難・帰宅費用、一時立入費用、生命・身体的損害、就労不能損害、検査費用、財物価値の喪失又は減少等に得る賠償金等が含まれているところ、被告東京電力は、同欄に記載の賠償額を、本訴訟の事情として主張するものである。

2 以下では、別表中の各項目につき、若干の補足説明をする。

(1) 「避難等対象者に対する慰謝料のうち基本的部分」とは、被告東京電力準備書面(2)「第4 避難等対象者に対する精神的損害の賠償の考え方」(29頁から49頁)に基づき算定した賠償金額である。

(2) 「避難等に関連した学校生活等における精神的損害」とは、「旧緊急時避難準備区域」に居住していた中学生以下の方に対し、平成24年9月から平成25年3月までの精神的損害に対する賠償として、1月あたり5万円を支払ったものの合計額である（別紙1プレスリリース参照）。

(3) 「要介護者等への精神的損害増額」とは、要介護状態等の事情がある方に、避難生活を余儀なくされたことによる精神的損害に対する賠償として、支払済みの「避難生活等による精神的損害」に加えて支払った金額である（別紙2プレスリリース参照）。

(4) 「その他ADR手続における精神的損害の増額事由」とは、上記(2)及び(3)以外の事由で、ADR手続において「避難生活等による精神的損害」に加えて支払った金額である。

(5) 「自主的避難等対象者に対する賠償」とは、本件事故発生時点において、中間指針追補で定める自主的避難等対象区域内に住居があった方に対する賠償をいい、具体的内容は被告東京電力準備書面(2)「第5 自主的避難等対象者の精神的損害等に対する賠償」(49頁から69頁)に記載のとおりである。

(6) 「その他の賠償」には、避難・帰宅費用、一時立入費用、生命・身体的損害、就労不能損害、検査費用、財物価値の喪失又は減少等に得る賠償金の支払額が含まれる。

3 原告らのうち、平成28年(ワ)第912号事件の原告らに対する弁済状況に関しては、当該原告らの本件事故発生時の住居が明らかになった後に主張する予定である。

以 上

Group Quick Link

Language

リリース・お知らせ 動画・写真ライブラリー 採用情報

Search

クエリ



エネルギー理解

TEPCOの挑戦

東京電力ホールディングス概要

福島への責任

目的から探す

トップページ > リリース・お知らせ一覧 > プレスリリース > 2013年 > 旧緊急時避難準備区域における中学生以下の方および高等学校に在学していた方の精神的損害のお取扱いについて

プレスリリース 2013年

旧緊急時避難準備区域における中学生以下の方および高等学校に在学していた方の精神的損害のお取扱いについて

平成25年2月4日
東京電力株式会社
福島復興本社

当社福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故(以下、「当社事故」)により、発電所周辺地域の皆さまをはじめ、広く社会の皆さまに大変なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、改めて心よりお詫び申し上げます。

当社が平成24年7月24日に「避難指示区域の見直しに伴う賠償の実施について(旧緊急時避難準備区域等)」にてお知らせしておりました旧緊急時避難準備区域における精神的損害への賠償について、通学先の学校の状況等に鑑み、中学生以下の方および高等学校に在学していた方に対し、以下の通り実施させていただくことといたしましたのでお知らせいたします。

1. お支払いの対象となる方

当社事故発生当時のお住まいの区域が旧緊急時避難準備区域に該当される方のうち、以下の何れかに該当する方を対象とさせていただきます。

- (1)平成24年9月1日時点において中学生以下の方※1
- (2)平成24年9月1日時点において高等学校※2に在学し、かつ年齢が15歳から18歳までであった方※3

2. お支払いの対象となる損害

避難等に関連した学校生活等における精神的損害を対象とさせていただきます。

3. お支払いする金額

平成24年9月1日から平成25年3月31日までの精神的損害に係る賠償として、お一人さまあたり月額5万円をお支払いさせていただきます。

*上記1.(2)の方については、高等学校に在学していない期間は対象となりません。

4. 請求書類の発送および受付

これまでのご請求でいただいた情報をもとに、当社事故発生当時のお住まいの区域が旧緊急時避難準備区域で、かつ平成6年4月2日以降に生まれた方を対象に、本日より請求書類を発送いたしますので、上記1. に該当される方につきましては、請求書に必要事項をご記入の上、ご請求くださいますようお願い申し上げます。

なお、今回初めてご請求をいただく方および郵送先に変更のある方につきましては、誠に恐れ入りますが、末尾に記載の「福島原子力補償相談室(コールセンター)」までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

※1 中学生以下の方:平成9年4月2日以降に生まれた方

※2 高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を随することを目指す学校(学校教育法第50条)

※3 15歳から18歳までであった方:平成6年4月2日から平成9年4月1日まで生まれた方

以上

<原子力事故による損害に対する賠償に関するお問い合わせ先>

福島原子力補償相談室(コールセンター)

電話番号:0120-026-404

受付時間:午前9時~午後9時

一覧へ



メニュー

- エネルギー理解
- TEPCOの挑戦
- 東京電力ホールディングスの概要
- 福島への責任
- 株主・投資家のみなさま
- 資材調達
- リリース・お知らせ
- 動画・写真ライブラリー
- 採用情報

お問い合わせ・FAQ・お手続き

- よくあるご質問・お問い合わせ
- 電気使用の申し込み
- インターネット・FAXお手続き一覧
- 事業所検索
- 電気工事店のみなさま
- ピックアップ
- 福島復興への責任
- 廃炉プロジェクト
- 新潟本社
- 数表でみる東京電力

グループサイト

- 東京電力フェニックス&パワー
- 東京電力パワーグリッド
- 東京電力エナジーパートナー

その他

- 送配電系統のご利用について
- 電気供給約款（東京電力エナジーパートナー）
- 約款・契約（東京電力パワーグリッド）
- ご注意ください
- 災害にそなえて

よく検索されるキーワード

- 原発
- 原発事故
- 放射能

公式アカウント



Group Quick Link

くらしTEPCO	電気のご契約	引越し手続き	でんき手帳	停電情報	雨量・雷観測情報	事業所検索
電気工事店のみなさま	料金プラン試算	法人のお客さま	ビジネスTEPCO	お支払い方法の変更	ご契約内容の変更	お客さまの声にお応えして
電気の供給者選択	Bluetoothサービス	再生可能エネルギー固定買取価格制度	再生可能エネルギーの系統接続お問い合わせ先	資材調達	電柱敷地ご承諾内容WEB回答サービス	



別紙 2

Group Quick Link

Language

リリース・お知らせ 動画・写真ライブラリー 採用情報

Search

クエリ



エネルギー理解

TEPCOの挑戦

東京電力ホールディングス概要

福島への責任

目的から探す

トップページ / リリース・お知らせ一覧 / プレスリリース / 2014年 / 避難生活等による精神的損害(要介護者さま等への増額)に係る賠償について

プレスリリース 2014年

避難生活等による精神的損害(要介護者さま等への増額)に係る賠償について

・リリース・お知らせ一覧

プレスリリース

過去の情報

報道関係各位へ齊メール

過去の情報

お知らせ

過去の情報

福島第一原子力発電所の状況について(日報)

過去の情報

関連リンク

- 福島第一原子力発電所
- 福島第二原子力発電所
- 柏崎刈羽原子力発電所
- 東通原子力建設所

平成26年1月17日
東京電力株式会社
福島復興本社

当社福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故(以下、「当社事故」)により、発電所周辺地域の皆さまをはじめ、広く社会の皆さまに大変なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、改めて心よりお詫言申し上げます。

当社は、現在、当社事故発生時に避難等対象区域*1内に生活の本拠を有していた方に避難生活等による精神的損害に係る賠償金をお支払いさせていただいておりますところですが、ご請求者の方々のご要望、ならびに原子力損害賠償紛争解決センターにおける和解事例等を踏まえ、このたび、避難生活等による精神的損害に係る賠償に関して、以下のとおり、お取り扱いさせていただくことといたしましたのでお知らせいたします。

1. お支払いの対象となる方

当社事故発生時において、避難等対象区域内に生活の本拠を有していた方で、避難等**を余儀なくされた方のうち、以下の方を対象とさせていただきます。

(1)要介護状態等のご事情をお持ちの方

当社事故発生以降において、日常生活を送るにあたり介護等が必要とされる要介護状態等のご事情をお持ちの方で、避難生活等においてご負担が大きいと認められる方。

なお、「要介護状態等のご事情をお持ちの方」とは、以下のいずれかに該当する方、もしくは同等のご事情をお持ちの方になります。

- 介護保険被保険者証により、要介護5～1の認定を受けていることが確認できる方
- 身体障害者手帳により、身体障害等級1～6級の認定を受けていることが確認できる方
- 精神障害者保健福祉手帳により、精神障害等級1～3級の認定を受けていることが確認できる方
- 療育手帳により、障がいの程度AまたはBの認定を受けていることが確認できる方

*上記と同等のご事情をお持ちであることを証明書類等により確認できる場合は、個別に対応させていただきます。

(2)恒常的に介護が必要な方を介護しておられる方

日常生活を送るにあたり恒常的に介護が必要な方を介護しておられる方で、避難生活等においてご負担が大きいと認められる方。

なお、「日常生活を送るにあたり恒常的に介護が必要な方」とは、以下のいずれかに該当する方、もしくは同等のご事情をお持ちの方になります。

- 介護保険被保険者証により、要介護5または4の認定を受けていることが確認できる方
- 身体障害者手帳により、身体障害等級1級または2級の認定を受けていることが確認できる方
- 精神障害者保健福祉手帳により、精神障害等級1級の認定を受けていることが確認できる方
- 療育手帳により、障がいの程度Aの認定を受けていることが確認できる方

*上記と同等のご事情をお持ちであることを証明書類等により確認できる場合は、個別に対応させていただきます。

2. お支払いの対象となる損害

要介護状態等のご事情をお持ちであること、あるいは日常生活を送るにあたり恒常的に介護が必要な方を介護しておられることにより、避難等によって被られた精神的苦痛が増加したことによる損害を对象とさせていただきます。

3. お支払いする賠償金額

要介護状態等の段階に応じ、以下の賠償金をお支払いいたします。また、今回ご案内させていただいている賠償は、すでにお支払いしております「避難生活等による精神的損害」を増額して、追加の賠償金をお支払いさせていただくものです。

(1)要介護状態等のご事情をお持ちの方への賠償

1. (1)の要介護状態等のご事情をお持ちの方に、原則として平成25年11月30日時点における要介護状態等の段階に応じ、お一人さまにつき、下表「要介護状態等にもとづく追加のお支払い」に定める金額をお支払いいたします。

なお、同一月において複数の要介護状態等に該当する方につきましては、お支払いする金額がもっとも高い、いずれか1つの要介護状態等に対する賠償金額をお支払いさせていただきます。

(2)恒常的に介護が必要な方を介護しておられる方への賠償

1. (2)の恒常的に介護が必要な方を介護しておられる方につきましては、介護しておられる方の人数にかかわらず、日常生活を送るにあたり恒常的に介護が必要な方お一人さまにつき、下表「要介護状態等にもとづく追加のお支払い」に定める金額をお支払いいたします。

<要介護状態等にもとづく追加のお支払い>

要介護状態等	賠償金額	
	要介護状態等のご事情をお持ちの方	恒常的に介護が必要な方を介護しておられる方
介護保険被保険者証をお持ちの方	要介護3・4	20,000円/月
	要介護2	15,000円/月
	要介護1	10,000円/月
身体障害者手帳をお持ちの方	身体障害等級1級・2級	20,000円/月
	身体障害等級3級・4級	15,000円/月
	身体障害等級5級・6級	10,000円/月
精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	精神障害等級1級	20,000円/月
	精神障害等級2級	15,000円/月
	精神障害等級3級	10,000円/月
療育手帳をお持ちの方	障がいの程度A	20,000円/月
	障がいの程度B(Ⅰ-1相当)	15,000円/月
	障がいの程度B(Ⅱ-2相当)	10,000円/月

* 上表の要介護状態等と同等のご事情をお持ちであることを証明書類等により確認できる場合は、個別に対応させていただきます。

4. お送りいただく書類(「別紙」参照)

ご請求に際し、平成25年11月30日時点における要介護状態等を確認できる以下の証明書類をお送りくださいますようお願い申し上げます。

- ・介護保険被保険者証の写し
- ・身体障害者手帳の写し
- ・精神障害者保健福祉手帳の写し
- ・療育手帳の写し
- ・上記4種類の証明書類以外に、要介護状態等にあることを確認できる証明書類等の写し

なお、平成25年11月30日時点における要介護状態等を確認できる上記書類をお持ちでない方で、平成23年3月11日から平成25年11月29日の間において有効な認定書類をお持ちの方につきましては、平成25年11月30日に最も近い時点における要介護状態等を確認できる書類をお送りくださいますようお願い申し上げます。

5. ご請求対象期間

平成23年3月11日から平成25年11月30日の間で「避難生活等による精神的損害」の賠償について合意済みの期間のうち、以下の期間を対象とさせていただきます。

(1) 要介護状態等のご事情をお持ちの方

1. (1)の要介護状態等のご事情をお持ちの方が、要介護状態等の認定を受けられていた期間。

(2) 恒常的に介護が必要な方を介護しておられる方

1. (2)の恒常的に介護が必要な方が、要介護状態等の認定を受けられていた期間の範囲内において、その方を介護しておられる方が恒常的に介護しておられた期間。

* 平成23年3月11日から平成25年11月30日までの間でご請求いただける対象期間は、平成23年3月11日時点でお住まいのあった区域により異なります。

お住まいのあった区域	対象期間
避難指示区域 ^{※3} (南相模市の特定避難勧奨地点を含む)	平成23年3月11日から平成25年11月30日まで ^{※4}
川内村の特定避難勧奨地点	平成23年3月11日から平成25年3月31日まで
伊達市の特定避難勧奨地点	お住まいが特定避難勧奨地点に設定された日から平成25年3月31日まで
旧緊急時避難準備区域	平成23年3月11日から平成24年3月31日まで
旧屋内退避区域および南相模市の一部地域	平成23年3月11日から3月30日まで

6. 請求書類の発送および受付

平成26年1月17日より請求書類の発送および受付を開始させていただきますので、請求書類の発送をご希望される方は、誠にお手数ですが、末尾に記載の「福島原子力補償相談室(コールセンター)」までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

また、請求書類への記入に際しましては、当社社員がしっかりと説明、お手伝いさせていただきますので、ご不明な点等がある方につきましても、末尾に記載の「福島原子力補償相談室(コールセンター)」までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

※1 避難等対象区域:「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」における「第3 政府による避難等の指示等に係る損害について」に掲げる政府による避難等の指示等があった対象区域。

※2 避難、避難等対象区域外滞在、及び屋内退避をいいます。

※3 避難指示区域:「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補」において「避難指示区域」として扱うこととされた区域。

※4 平成25年12月1日以降のお取り扱いにつきましては、別途ご案内させていただきますが、原則としてご提出いただいた証明書類等に記載されている認定の有効期間・要介護状態等に応じて賠償金額を算出させていただきますので、当該期間・状態等に関する証明書類等の保管をお願いいたします。

以上

<原子力事故による損害に対する賠償に関するお問い合わせ先>
福島原子力補償相談室(コールセンター)

電話番号:0120-926-404
受付時間:午前9時～午後9時

別紙

お送りいただく書類について(PDF 84.4KB)

一覧へ

PDFファイルをご覧いただくには、Adobe Reader(無料)が必要です。 [Adobe Readerのダウンロード](#)



メニュー

- エネルギー理解
- TEPCOの経緯
- 東京電力ホールディングスの概要
- 編成への責任
- 株主・投資家のみなさま
- 資材調達
- リリース・お知らせ
- 動画・写真ライブラリー
- 採用情報

お問い合わせ・FAQ・お手続き

- よくあるご質問・お問い合わせ
- 電気使用の申し込み
- インターネット・FAXお手続き一覧
- 事務所検索
- 電気工事店のみなさま

グループサイト

- 東京電力フェエル&パワー
- 東京電力パワーグリッド
- 東京電力エナジーパートナー

よく検索されるキーワード

- 原発
- 原発事故
- 放射能

その他

- 遠隔電系統のご利用について
- 電気供給約款(東京電力エナジーパートナー)
- 約款・要綱(東京電力パワーグリッド)
- ご注意ください
- 災害にそなえて

公式アカウント



ピックアップ

- 福島復興への責任
- 廃炉プロジェクト
- 新持本社
- 数値でみる東京電力

Group Quick Link

 くらしTEPCO	 電気のご契約	 引越し手続き	 でんき予約	 停電情報	 雨量・雷観測情報	 事業所検索
 電気工事店のみなさま	 料金プラン試算	 法人のお客さま	 ビジネスTEPCO	 お支払い方法の変更	 ご契約内容の変更	 お客さまの声にお応えて
 電気の供給者変更	 Bルートサービス	 再生可能エネルギー 固定買取価格制度	 再生可能エネルギーの 系統接続お問い合わせ先	 資材調達	 電柱敷地ご承諾内容 WEB回答サービス	

